

令和5年和泉市議会第3回定例会議案書（条例案）目次

種別及び番号	件名	摘要
議案第49号	和泉市職員の給与に関する条例及び職員の分限に関する条例の一部を改正する条例制定について	P. 2
議案第53号	和泉市リサイクルプラザ条例を廃止する条例制定について	P. 47
議案第56号	和泉市国民健康保険条例の一部を改正する条例制定について	P. 49
議案第57号	和泉市子ども・子育て会議条例の一部を改正する条例制定について	P. 64

議案第 49 号

和泉市職員の給与に関する条例及び職員の分限に関する条例の一部を改正する条例制定について

和泉市職員の給与に関する条例及び職員の分限に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 5 年 9 月 8 日提出

和泉市長 辻 宏 康

理 由

組織の活性化を図り、市民サービスの向上につなげることを目的に、職員の意欲、能力、成果を適切に処遇に反映する人事給与制度を構築するため、給料表及び諸手当等に関する規定を改定する必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。

和泉市条例第 号

和泉市職員の給与に関する条例及び職員の分限に関する条例の一部を改正する条例（案）

（和泉市職員の給与に関する条例の一部改正）

第1条 和泉市職員の給与に関する条例（昭和38年和泉市条例第16号）の一部を次のように改正する。

次の表の右欄に掲げる規定を同表の左欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

新	旧
<p>（給料表）</p> <p>第5条 給料表の種類は、次に掲げるとおりとし、各給料表の適用範囲は、それぞれ当該給料表に定めるところによる。</p> <p>（1）<u>行政職給料表（一）</u>（別表第1）</p> <p>（2）<u>行政職給料表（二）</u>（別表第2）</p> <p>（3）<u>定年前再任用短時間勤務職員給料表</u>（別表第3）</p> <p>2 略</p> <p>3 給料表の適用を受ける職員の職務は、その複雑、困難及び責任の度に基づき、これを給料表に定める職務の等級に分類し、その分類の基準となるべき標準的な職務の内容は、<u>第1項の行政職給料表（一）及び定年前再任用短時間勤務職員給料表の適用を受ける者</u>にあつては行政職（一）等級別基準職務表（別表第4）に、<u>行政職給料表（二）の適用を受ける者</u>にあつては行政職（二）等級別基準職</p>	<p>（給料表）</p> <p>第5条 給料表の種類は、次に掲げるとおりとし、各給料表の適用範囲は、それぞれ当該給料表に定めるところによる。</p> <p>（1）<u>行政職給料表</u>（別表第1）</p> <p>（2）<u>定年前再任用短時間勤務職員給料表</u>（別表第2）</p> <p>2 略</p> <p>3 給料表の適用を受ける職員の職務は、その複雑、困難及び責任の度に基づき、これを給料表に定める職務の等級に分類し、その分類の基準となるべき標準的な職務の内容は、<u>等級別基準職務表（別表第2の2）</u>に定めるとおりとし、<u>同表に掲げる職務とその複雑、困難及び責任の度が同程度の職務</u>で規則で定めるものは、それぞれの職務の等級に分類されるものとする。</p>

新	旧
<p>務表(別表第5)に定めるとおりとし、<u>各等級別基準職務表</u>に掲げる職務とその複雑、困難及び責任の度が同程度の職務で規則で定めるものは、それぞれの職務の等級に分類されるものとする。</p> <p>5 略 (初任給、昇格、昇給等の基準)</p> <p>第6条 略</p> <p>2～5 略</p> <p>6 前項の規定により職員を昇給させるか否か及び昇給させる場合の昇給の号給数は、同項に規定する期間の全部を良好な成績で勤務した職員の昇給の号給数を4号給(当該年度中に55歳を超える職員にあっては、0号給)とすることを標準として規則で定める基準に従い決定するものとする。この場合において、昇給させる号給数の上限は、8号給とする。</p> <p>7～9 略 (会計年度短時間勤務職員の報酬等)</p> <p>第12条 会計年度短時間勤務職員の報酬月額は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額に、地域手当に相当する率及びその職種、勤務日数、職務内容その他の条件に応じて規則で定める率を乗じて得た額(その額に100円に満たない端数がある</p>	<p>5 略 (初任給、昇格、昇給等の基準)</p> <p>第6条 略</p> <p>2～5 略</p> <p>6 前項の規定により職員を昇給させるか否か及び昇給させる場合の昇給の号給数は、同項に規定する期間の全部を良好な成績で勤務した職員の昇給の号給数を4号給(当該年度中に55歳以上になる職員(当該職員で規則で定めるものを除く。))にあっては2号給。<u>当該年度中に61歳以上になる職員</u>にあっては0号給)とすることを標準として規則で定める基準に従い決定するものとする。この場合において、昇給させる号給数の上限は、8号給とする。</p> <p>7～9 略 (会計年度短時間勤務職員の報酬等)</p> <p>第12条 会計年度短時間勤務職員の報酬月額は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額に、地域手当に相当する率及びその職種、勤務日数、職務内容その他の条件に応じて規則で定める率を乗じて得た額(その額に100円に満たない端数がある</p>

新	旧
<p>ときは、これを切り上げた額) とする。この場合において、規則で定める率の上限は、100分の150とする。</p> <p>(1) 次号に掲げる者以外の職員 <u>行政職給料表(一)</u> の1等級又は2等級を適用し、次条に定めるところにより決定された号給による額</p> <p>(2) 国民健康保険料徴収員 <u>行政職給料表(一)</u> の1等級を適用し、次条に定めるところにより決定された号給による額に、徴収額等の実績に基づき規則で定める額を加算した額</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、会計年度短時間勤務職員のうち外国語指導助手の報酬月額は、外国語指導助手報酬表 <u>(別表第6)</u> を適用し、次条に定めるところにより決定された号給による額とする。</p> <p>3～7 略</p> <p>(会計年度短時間勤務職員の号給の決定)</p> <p>第12条の2 略</p> <p>2 前項の規定により号給を決定する場合において、前年度1年間を通じて会計年度短時間勤務職員(外国語指導助手を除く。)であった者を同一の職種に任用したときは、前年度の勤務実績に応じて第6条第6項から第8項までの規定に準じ規則で定めるところにより、前年度における号給より上位の号給に決定することができる。この場合において、同条第6項中「(当該年度中に55歳を超える</p>	<p>ときは、これを切り上げた額) とする。この場合において、規則で定める率の上限は、100分の150とする。</p> <p>(1) 次号に掲げる者以外の職員 <u>行政職給料表</u> の1等級又は2等級を適用し、次条に定めるところにより決定された号給による額</p> <p>(2) 国民健康保険料徴収員 <u>行政職給料表</u> の1等級を適用し、次条に定めるところにより決定された号給による額に、徴収額等の実績に基づき規則で定める額を加算した額</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、会計年度短時間勤務職員のうち外国語指導助手の報酬月額は、外国語指導助手報酬表 <u>(別表第3)</u> を適用し、次条に定めるところにより決定された号給による額とする。</p> <p>3～7 略</p> <p>(会計年度短時間勤務職員の号給の決定)</p> <p>第12条の2 略</p> <p>2 前項の規定により号給を決定する場合において、前年度1年間を通じて会計年度短時間勤務職員(外国語指導助手を除く。)であった者を同一の職種に任用したときは、前年度の勤務実績に応じて第6条第6項から第8項までの規定に準じ規則で定めるところにより、前年度における号給より上位の号給に決定することができる。この場合において、同条第6項中「(当該年度中に55歳以上にな</p>

新	旧
<p>職員にあつては、<u>0号給</u>」とあるのは「(当該年度中に55歳以上になる職員にあつては、<u>2号給</u>)」と読み替えるものとする。</p> <p>3 略 (扶養手当)</p> <p>第13条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 扶養手当の月額は、前項第1号及び第3号から第6号までのいずれかに該当する扶養親族(以下「扶養親族たる配偶者、父母等」という。)については1人につき6,500円(行政職給料表(一)の適用を受ける職員でその職務の等級が<u>7等級</u>であるもの(以下「<u>行政職給料表(一)7等級職員</u>」という。)にあつては、3,500円)、同項第2号に該当する扶養親族(以下「扶養親族たる子」という。)については1人につき10,000円とする。</p> <p>4 略</p> <p>第14条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 扶養手当は、次の各号のいずれかに掲げる事実が生じた場合においては、その事実が生じた日の属する月の翌月(その日が月の初日</p>	<p><u>る職員(当該職員で規則で定めるものを除く。)</u>にあつては<u>2号給</u>。当該年度中に61歳以上になる職員にあつては0号給)」とあるのは「(当該年度中に55歳以上になる職員(当該職員で規則で定めるものを除く。))<u>にあつては2号給</u>)」と読み替えるものとする。</p> <p>3 略 (扶養手当)</p> <p>第13条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 扶養手当の月額は、前項第1号及び第3号から第6号までのいずれかに該当する扶養親族(以下「扶養親族たる配偶者、父母等」という。)については1人につき6,500円(行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の等級が<u>8等級</u>であるもの(以下「<u>行政職給料表8等級職員</u>」という。)にあつては、3,500円)、同項第2号に該当する扶養親族(以下「扶養親族たる子」という。)については1人につき10,000円とする。</p> <p>4 略</p> <p>第14条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 扶養手当は、次の各号のいずれかに掲げる事実が生じた場合においては、その事実が生じた日の属する月の翌月(その日が月の初日</p>

新	旧
<p>であるときは、その日の属する月) からその支給額を改定する。前項ただし書の規定は、第1号に掲げる事実が生じた場合における扶養手当の支給額の改定について準用する。</p> <p>(1)、(2) 略</p> <p>(3) 扶養親族たる配偶者、父母等で第1項の規定による届出に係るものがある行政職給料表(一) 7等級職員が行政職給料表(一) 7等級職員以外の職員となった場合</p> <p>(4) 扶養親族たる配偶者、父母等で第1項の規定による届出に係るものがある職員で行政職給料表(一) 7等級職員以外のものが行政職給料表(一) 7等級職員となった場合</p> <p>(5) 略</p> <p>4 略 (住居手当)</p> <p>第14条の3 職員に、月額28,000円を超えない範囲で住居手当を支給する。</p> <p>2 前項の住居手当の支給を受ける職員で市内に居住するものに対しては、5年を超えない範囲内において、当該住居手当の額に10分の50を乗じて得た額を加えて支給する。</p> <p>3、4 略 (管理職手当)</p>	<p>であるときは、その日の属する月) からその支給額を改定する。前項ただし書の規定は、第1号に掲げる事実が生じた場合における扶養手当の支給額の改定について準用する。</p> <p>(1)、(2) 略</p> <p>(3) 扶養親族たる配偶者、父母等で第1項の規定による届出に係るものがある行政職給料表8等級職員が行政職給料表8等級職員以外の職員となった場合</p> <p>(4) 扶養親族たる配偶者、父母等で第1項の規定による届出に係るものがある職員で行政職給料表8等級職員以外のものが行政職給料表8等級職員となった場合</p> <p>(5) 略</p> <p>4 略 (住居手当)</p> <p>第14条の3 職員に、月額27,000円を超えない範囲で住居手当を支給する。</p> <p>2、3 略 (管理職手当)</p>

新	旧
<p>第24条 略</p> <p>2 管理職手当の額は、月額<u>105,000</u>円以内とし、支給の範囲は、規則で定める。</p> <p>3、4 略</p> <p>(退職手当の調整額)</p> <p>第36条の4 退職した者に対する退職手当の調整額は、その者の基礎在職期間（第34条の2第2項に規定する基礎在職期間をいう。以下同じ。）の初日の属する月からその者の基礎在職期間の末日の属する月までの各月（法第27条及び第28条の規定による休職（公務上の傷病による休職及び通勤による傷病による休職を除く。）、法第29条の規定による停職その他これらに準ずる事由により現実に職務に従事することを要しない期間のある月（現実に職務に従事することを要する日のあった月を除く。以下「休職月等」という。）のうち規則で定めるものを除く。）ごとに当該各月にその者が属していた次の各号に掲げる職員の区分に応じて当該各号に定める額（以下「調整月額」という。）のうちその額が最も多いものから順次その順位を付し、その第1順位から<u>第120</u>順位までの調整月額（当該各月の月数が<u>120</u>月に満たない場合には、当該各月の調整月額）を合計した額とする。</p> <p>(1) 第1号区分 <u>32,750</u>円</p>	<p>第24条 略</p> <p>2 管理職手当の額は、月額<u>94,000</u>円以内とし、支給の範囲は、規則で定める。</p> <p>3、4 略</p> <p>(退職手当の調整額)</p> <p>第36条の4 退職した者に対する退職手当の調整額は、その者の基礎在職期間（第34条の2第2項に規定する基礎在職期間をいう。以下同じ。）の初日の属する月からその者の基礎在職期間の末日の属する月までの各月（法第27条及び第28条の規定による休職（公務上の傷病による休職及び通勤による傷病による休職を除く。）、法第29条の規定による停職その他これらに準ずる事由により現実に職務に従事することを要しない期間のある月（現実に職務に従事することを要する日のあった月を除く。以下「休職月等」という。）のうち規則で定めるものを除く。）ごとに当該各月にその者が属していた次の各号に掲げる職員の区分に応じて当該各号に定める額（以下「調整月額」という。）のうちその額が最も多いものから順次その順位を付し、その第1順位から<u>第60</u>順位までの調整月額（当該各月の月数が<u>60</u>月に満たない場合には、当該各月の調整月額）を合計した額とする。</p> <p>(1) 第1号区分 <u>65,000</u>円</p>

新	旧
(2) 第2号区分 <u>29,780円</u>	(2) 第2号区分 <u>59,550円</u>
(3) 第3号区分 <u>23,840円</u>	(3) 第3号区分 <u>54,150円</u>
(4) 第4号区分 <u>17,880円</u>	(4) 第4号区分 <u>43,350円</u>
(5) 第5号区分 <u>14,910円</u>	(5) 第5号区分 <u>32,500円</u>
(6) 第6号区分 <u>0</u>	(6) 第6号区分 <u>27,100円</u>
	(7) 第7号区分 <u>21,700円</u>
	(8) 第8号区分 <u>0</u>
2～5 略	2～5 略
附 則	附 則
1～15 略	1～15 略
(給料月額の変額改定に係る退職手当の算定)	(給料月額の変額改定に係る退職手当の算定)
16 退職した者の基礎在職期間中に給料月額の変額改定(平成19年3月31日以前及び令和6年4月1日以後に行われた給料月額の変額改定で市長が定めるものを除く。)によりその者の給料月額が変額されたことがある場合において、その者の変額後の給料月額が変額前の給料月額に達しない場合にその差額に相当する額を支給することとする条例の適用を受けたことがあるときは、退職手当の算定に係る給料月額には、当該差額を含まないものとする。ただし、第36条の5第2項に規定する各給料表の適用を受ける職員に係る基本給月額に含まれる給料の月額及び同項に規定するその他	16 退職した者の基礎在職期間中に給料月額の変額改定(平成19年3月31日以前に行われた給料月額の変額改定で市長が定めるものを除く。)によりその者の給料月額が変額されたことがある場合において、その者の変額後の給料月額が変額前の給料月額に達しない場合にその差額に相当する額を支給することとする条例の適用を受けたことがあるときは、退職手当の算定に係る給料月額には、当該差額を含まないものとする。ただし、第36条の5第2項に規定する各給料表の適用を受ける職員に係る基本給月額に含まれる給料の月額及び同項に規定するその他の職員に係る基本給月

新	旧
<p>の職員に係る基本給月額に含まれる給料月額に相当するものとして規則で定めるものについては、この限りでない。</p> <p>17～52 略</p>	<p>額に含まれる給料月額に相当するものとして規則で定めるものについては、この限りでない。</p> <p>17～52 略</p>

別表第1を次のように改める。

別表第1（第5条関係） 行政職給料表（一）

職務の 等級	1等級	職務の 等級	2等級	職務の 等級	3等級	職務の 等級	4等級	職務の 等級	5等級	職務の 等級	6等級	職務の 等級	7等級
号給	給料月額	号給	給料月額	号給	給料月額	号給	給料月額	号給	給料月額	号給	給料月額	号給	給料月額
	円		円		円		円		円		円		円
1	150,100	1	198,500	1	266,000	1	351,500	1	382,100	1	403,200	1	468,600
2	151,200	2	200,300	2	267,700	2	353,400	2	383,500	2	405,100		
3	152,400	3	202,100	3	269,200	3	355,200	3	385,000	3	406,900		
4	153,500	4	203,900	4	271,000	4	357,000	4	386,600	4	408,800		
5	154,600	5	205,400	5	272,700	5	358,700	5	388,000	5	410,600		
6	155,700	6	207,200	6	274,500	6	360,100	6	389,200	6	412,400		
7	156,800	7	209,000	7	276,300	7	361,400	7	390,400	7	414,300		
8	157,900	8	210,800	8	278,300	8	362,800	8	391,500	8	416,100		
9	158,900	9	212,400	9	280,200	9	364,200	9	392,600	9	417,600		
10	160,300	10	214,200	10	282,200	10	365,500	10	393,800	10	419,100		

11	161,600	11	216,000	11	284,100	11	366,400	11	395,000	11	420,700		
12	162,900	12	217,800	12	286,000	12	367,500	12	396,100	12	422,300		
13	164,100	13	219,200	13	287,900	13	368,600	13	396,800	13	423,600		
14	165,600	14	221,000	14	289,700	14	369,400	14	397,500	14	424,900		
15	167,100	15	222,700	15	291,200	15	370,300	15	398,200	15	426,100		
16	168,700	16	224,500	16	292,600	16	371,200	16	398,900	16	427,300		
17	169,800	17	226,100	17	294,400	17	372,100	17	399,500	17	428,600		
18	171,200	18	227,800	18	296,400	18	373,000	18	400,100	18	429,900		
19	172,600	19	229,400	19	298,500	19	373,800	19	400,600				
20	174,000	20	230,900	20	300,500	20	374,600	20	401,000				
21	175,300	21	232,200	21	302,400	21	375,400	21	401,400				
22	177,800	22	233,800	22	304,500	22	376,100	22	401,700				
23	180,300	23	235,400	23	306,500	23	376,800	23	402,000				
24	182,800	24	236,900	24	308,600	24	377,500	24	402,300				
25	185,200	25	237,900	25	310,300	25	378,200	25	402,600				
26	186,900	26	239,400	26	312,400	26	378,700	26	402,900				
27	188,500	27	240,700	27	314,400	27	379,300						
28	190,200	28	241,900	28	316,400	28	379,900						
29	191,700	29	243,100	29	318,100	29	380,600						
30	193,400	30	244,100	30	320,100	30	381,000						
31	195,200	31	245,100	31	322,200	31	381,700						

32	196,900	32	246,100	32	324,300														
33	198,500	33	247,200	33	325,500														
34	199,900	34	248,100	34	327,500														
35	201,400	35	249,000	35	329,400														
36	202,900	36	250,000	36	331,500														
37	204,200	37	250,900	37	333,400														
38	205,500	38	252,200	38	335,300														
39	206,700	39	253,400	39	337,300														
40	208,000	40	254,700	40	339,200														
41	209,300	41	256,000	41	341,100														
42	210,600	42	257,400	42	343,000														
43	211,900	43	258,600	43	344,800														
44	213,200	44	259,800	44	346,700														
45	214,300	45	260,900	45	348,200														
46	215,600	46	262,100	46	349,600														
47	216,900	47	263,400	47	351,100														
48	218,200	48	264,500																
49	219,200	49	265,600																
50	220,300	50	266,600																
51	221,300	51	267,800																
52	222,300	52	268,900																

7 等級	(1) 参与、各部局等の部長、担当監、理事及び事務局長の職務 (2) 福祉事務所長の職務 (3) 教育委員会事務局の教育次長の職務 (4) 消防本部の消防長の職務
6 等級	(1) 各部局等の次長及び室長（会計室の室長を除く。）の職務 (2) 会計管理者の職務 (3) 消防署の署長の職務
5 等級	(1) 各部局等の課長、総括参事及び参事の職務 (2) 会計室の室長の職務 (3) 公の施設の長で規則で定めるものの職務
4 等級	各部局等の課長補佐、総括主幹及び主幹の職務
3 等級	各部局等の係長、総括主査及び主査の職務
2 等級	(1) 各部局等の主任の職務 (2) 消防本部の副主任の職務
1 等級	各部局等の主事の職務

別表第 2 を別表第 3 とし、同表を次のように改める。

別表第 3（第 5 条関係） 定年前再任用短時間勤務職員給料表

職務の等級	給料月額
	円
1 等級	215,200
2 等級	255,200

3等級	274,600
4等級	289,700
5等級	315,100
6等級	356,800
7等級	389,900

別表第1の次に次の1表を加える。

別表第2（第5条関係） 行政職給料表（二）

職務の 等級	1等級	職務の 等級	2等級	職務の 等級	3等級	職務の 等級	4等級
号給	給料月額	号給	給料月額	号給	給料月額	号給	給料月額
	円		円		円		円
1	150,100	1	198,500	1	234,400	1	266,000
2	151,200	2	200,300	2	236,000	2	267,700
3	152,400	3	202,100	3	237,500	3	269,200
4	153,500	4	203,900	4	239,000	4	271,000
5	154,600	5	205,400	5	240,300	5	272,700
6	155,700	6	207,200	6	241,900	6	274,500
7	156,800	7	209,000	7	243,400	7	276,300
8	157,900	8	210,800	8	244,900	8	278,300
9	158,900	9	212,400	9	246,000	9	280,200
10	160,300	10	214,200	10	247,500	10	282,200

11	161,600	11	216,000	11	249,000	11	284,100
12	162,900	12	217,800	12	250,300	12	286,000
13	164,100	13	219,200	13	251,800	13	287,900
14	165,600	14	221,000	14	253,000	14	289,700
15	167,100	15	222,700	15	254,300	15	291,200
16	168,700	16	224,500	16	255,500	16	292,600
17	169,800	17	226,100	17	256,800	17	294,400
18	171,200	18	227,800	18	258,200	18	296,400
19	172,600	19	229,400	19	259,600	19	298,500
20	174,000	20	230,900	20	261,100	20	300,500
21	175,300	21	232,200	21	262,700	21	302,400
22	177,800	22	233,800	22	264,400	22	304,500
23	180,300	23	235,400	23	266,000	23	306,500
24	182,800	24	236,900	24	267,600	24	308,600
25	185,200	25	237,900	25	269,400	25	310,300
26	186,900	26	239,400	26	271,200	26	312,400
27	188,500	27	240,700	27	272,900	27	314,400
28	190,200	28	241,900	28	274,600	28	316,400
29	191,700	29	243,100	29	276,200	29	318,100
30	193,400	30	244,100	30	277,900	30	320,100
31	195,200	31	245,100	31	279,700	31	322,200

32	196,900	32	246,100	32	281,200	32	324,300
33	198,500	33	247,200	33	282,400	33	325,500
34	199,900	34	248,100	34	284,100	34	327,500
35	201,400	35	249,000	35	285,700	35	329,400
36	202,900	36	250,000	36	287,400	36	331,500
37	204,200	37	250,900	37	289,000	37	333,400
38	205,500	38	252,200	38	290,700	38	335,300
39	206,700	39	253,400	39	292,500	39	337,300
40	208,000	40	254,700	40	294,300	40	339,200
41	209,300	41	256,000	41	295,800	41	341,100
42	210,600	42	257,400	42	297,500	42	343,000
43	211,900	43	258,600	43	299,000	43	344,800
44	213,200	44	259,800	44	300,600	44	346,700
45	214,300	45	260,900	45	302,200	45	348,200
46	215,600	46	262,100	46	303,900	46	349,600
47	216,900	47	263,400	47	305,500	47	351,100
48	218,200	48	264,500	48	307,200	48	352,600
49	219,200	49	265,600	49	308,100	49	354,200
50	220,300	50	266,600	50	309,600	50	355,000
51	221,300	51	267,800	51	311,100	51	356,200
52	222,300	52	268,900	52	312,700	52	357,200

53	223,300	53	269,900	53	314,300	53	358,100
54	224,200	54	270,900	54	315,900	54	359,200
55	225,100	55	272,000	55	317,500	55	360,100
56	226,000	56	273,100	56	319,000	56	361,200
57	226,300	57	274,000	57	320,500	57	362,100
58	227,100	58	275,000	58	321,700	58	362,800
59	227,800	59	275,900	59	322,900	59	363,500
60	228,500	60	277,000	60	324,100	60	364,200
61	229,200	61	278,100	61	324,800	61	364,600
62	230,000	62	279,100	62	325,700	62	365,200
63	230,700	63	280,000	63	326,500	63	365,900
64	231,300	64	281,000	64	327,300	64	366,600
65	231,900	65	281,500	65	328,200	65	366,900
66	232,500	66	282,400	66	328,600	66	367,600
67	233,100	67	283,100	67	329,300	67	368,300
68	233,800	68	284,000	68	330,100	68	369,000
69	234,500	69	285,000	69	330,900	69	369,300
70	235,100	70	285,800	70	331,600	70	369,900
71	235,600	71	286,600	71	332,300	71	370,600
72	236,300	72	287,400	72	333,000	72	371,200
73	237,000	73	288,200	73	333,500	73	371,500

74	237,600	74	288,700	74	334,100	74	372,100
75	238,200	75	289,100	75	334,600	75	372,800
76	238,700	76	289,600	76	335,200	76	373,400
77	239,300	77	289,800	77	335,500	77	373,800
78	240,000	78	290,100	78	336,000	78	374,300
79	240,700	79	290,300	79	336,400	79	374,900
80	241,200	80	290,700	80	336,900	80	375,400
81	241,700	81	290,900	81	337,300	81	375,900
82	242,300	82	291,100	82	337,800	82	376,500
83	242,900	83	291,500	83	338,300	83	377,000
84	243,400	84	291,800	84	338,800	84	377,300
85	243,900	85	292,100	85	339,100	85	377,700
86	244,500	86	292,400	86	339,500	86	378,200
87	245,100	87	292,700	87	340,000	87	378,600
88	245,600	88	293,100	88	340,400	88	379,000
89	246,100	89	293,400	89	340,700	89	379,400
90	246,600	90	293,800	90	341,100	90	379,900
91	246,900	91	294,100	91	341,600	91	380,300
92	247,300	92	294,500	92	342,000	92	380,700
93	247,600	93	294,700	93	342,200	93	381,000
		94	294,900	94	342,600		

95	295,200	95	343,100
96	295,600	96	343,500
97	295,800	97	343,700
98	296,100	98	344,100
99	296,500	99	344,500
100	296,900	100	344,800
101	297,100	101	345,100
102	297,400	102	345,500
103	297,800	103	345,900
104	298,100	104	346,300
105	298,300	105	346,800
106	298,600	106	347,200
107	299,000	107	347,600
108	299,300	108	348,000
109	299,500	109	348,500
110	299,900	110	348,900
111	300,300	111	349,200
112	300,600	112	349,500
113	300,800	113	350,000
114	301,000		
115	301,300		

	116	301,700			
	117	301,900			
	118	302,100			
	119	302,400			
	120	302,700			
	121	303,100			
	122	303,300			
	123	303,600			
	124	303,900			
	125	304,200			

備考 この表は、技能労務の職にある職員に適用する。

(職員の分限に関する条例の一部改正)

第2条 職員の分限に関する条例(昭和32年和泉市条例第31号)の一部を次のように改正する。

次の表の右欄に掲げる規定を同表の左欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

新	旧
<p>(降任、免職及び降給の手続)</p> <p><u>第3条 法第28条第1項第1号の規定により職員を降任し、又は免職する場合は、人事評価又はその他勤務の状況を示す事実に基づき勤務実績がよくない場合において、指導その他の必要な措置を行ったにもかかわらず、勤務実績が改善されないときでなければならない。</u></p>	<p>(降任、免職及び降給の手続)</p>

新	旧
<p><u>2</u> 略</p> <p><u>3</u> 法第28条第1項第3号の規定により職員を降任し、又は免職する場合は、その職に必要な適格性を欠くと認められる場合において、指導その他の必要な措置を行ったにもかかわらず、当該適格性を欠く状態が改善されないときでなければならない。</p> <p><u>4</u> 略</p> <p><u>5</u> 前各項の規定は、前条の規定により職員を降給する場合に準用する。</p> <p><u>6</u> 略 (休職の手続)</p> <p>第4条 略</p> <p><u>2</u> 前条第6項の規定は、職員の意に反する休職処分に準用する。</p> <p>附 則</p> <p>1、2 略</p> <p><u>3</u> 第3条第6項の規定は、和泉市職員の給与に関する条例附則第40項の規定による降給の場合には、適用しない。この場合において、同項の規定の適用を受ける職員には、任命権者の定めるところにより、同項の規定の適用により給料月額が異動することとなった旨の通知を行うものとする。</p>	<p><u>第3条</u> 略</p> <p><u>2</u> 略</p> <p><u>3</u> 前2項の規定は、前条の規定により職員を降給する場合に準用する。</p> <p><u>4</u> 略 (休職の手続)</p> <p>第4条 略</p> <p><u>2</u> 前条第4項の規定は、職員の意に反する休職処分に準用する。</p> <p>附 則</p> <p>1、2 略</p> <p><u>3</u> 第3条第4項の規定は、和泉市職員の給与に関する条例附則第40項の規定による降給の場合には、適用しない。この場合において、同項の規定の適用を受ける職員には、任命権者の定めるところにより、同項の規定の適用により給料月額が異動することとなった旨の通知を行うものとする。</p>

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

(給料表等の切替え)

第2条 令和6年4月1日（以下「切替日」という。）の前日においてその者が属していた職務の等級及び支給を受けていた号給は、この条例による改正後の和泉市職員の給与に関する条例（以下「新条例」という。）の行政職給料表（一）の適用を受けることとなる者にあつては附則別表第1に、新条例の行政職給料表（二）の適用を受けることとなる者にあつては附則別表第2に定めるところにより切り替えて、切替日から適用する。ただし、切替日に職務の等級を異にして異動させるべき者にあつては、当該異動をさせた場合の職務の等級及び号給を附則別表第1又は附則別表第2に定めるところにより切り替えて、切替日から適用する。

(給料表等の切替えに伴う経過措置)

第3条 切替日の前日において属していた職務の等級が4等級以下の職員で、その者の切替日における給料月額が切替日の前日において受けていた給料月額（以下「切替日前給料月額」という。）に達しないものには、その者の受ける給料月額が切替日前給料月額に達するまでの間（切替日以後に降格した者にあつては、その降格した日までの間）、給料月額に、その者の受ける給料月額と切替日前給料月額との差額に相当する額を加えて得た額を給料月額として支給する。

2 令和6年4月1日から令和7年3月31日までの間（当該期間中に降格した者にあつては、その降格した日までの間）に限り、切替日の前日において属していた職務の等級が5等級以上の職員で、その者の受ける給料月額が切替日前給料月額に達しないものには、給料月額に、その差額に相当する額を2で除して得た額を加えて得た額を給料月額として支給する。

3 令和6年4月1日から令和7年3月31日までの間に限り、切替日の前日において属していた職務の等級が4等級以上の職員で、かつ、当該期間中に昇格した者又は5等級以上の職員で、その者の受ける給料月額（当該期間中に新条例第6条第5項の規定による昇給があつた場合は、当該昇給額を給料月額から減じた額）が切替日前給料月額を超えるものには、給料月額から、その差額に相当する額を2で除して得た額を減じて得た額を給料月額として支給する。

(退職手当に関する経過措置)

第4条 新条例第34条の2第2項に規定する基礎在職期間の初日の属する月から切替日の前日の属する月までの間に、その職務の等級が改正前の和泉市職員の給与に関する条例の行政職給料表の3等級であった期間がある者に対する当該期間における新条例第36条の4第1項の適用については、同項中「第6号区分 0」とあるのは、「第6号区分 11, 940円」とする。

2 令和6年4月1日から令和7年3月31日までの間に限り、新条例第36条の4第1項中「120」とあるのは「60」と、「32, 750円」とあるのは「59, 550円」と、「29, 780円」とあるのは「54, 150円」と、「23, 840円」とあるのは「43, 350円」と、「17, 880円」とあるのは「32, 500円」と、「14, 910円」とあるのは「27, 100円」と、「第6号区分 0」とあるのは「第6号区分 21, 700円」と読み替えて適用し、算定される調整額（以下「旧調整額」という。）が新条例の規定により算定される額（以下「新調整額」という。）に達しない職員に対しては、新調整額からその差額に相当する額を2で除して得た額を減じて得た額を、旧調整額が新調整額を超える職員に対しては、新調整額にその差額に相当する額を2で除して得た額を加えて得た額を調整額として支給する。

(規則への委任)

第5条 前3条に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附則別表第1

切替前		切替後		切替前		切替後		切替前		切替後		切替前		切替後		切替前		切替後		切替前		切替後			
等級	号給	等級	号給	等級	号給	等級	号給	等級	号給	等級	号給	等級	号給	等級	号給	等級	号給	等級	号給	等級	号給	等級	号給		
1	16	1	35	3	1	2	23	4	1	3	1	5	1	4	1	6	1	5	1	7	1	6	1	8	1
	17		2		24		2		2		1		2		1		2		1		2		1		2
	18		3		25		3		3		1		3		1		3		1		3		1		3
	19		4		26		4		4		1		4		1		4		1		4		1		4

	20		39		5		27		5		5		5		1		5		1		5		1
	21		40		6		28		6		6		6		1		6		1		6		1
	22		41		7		30		7		7		7		1		7		1		7		1
	23		42		8		31		8		8		8		1		8		1		8		1
	24		43		9		32		9		9		9		1		9		1		9		1
	25		44		10		34		10		10		10		1		10		1		10		1
	26		45		11		35		11		11		11		1		11		1		11		1
	27		46		12		37		12		12		12		1		12		1		12		1
	28		47		13		38		13		13		13		1		13		1		13		1
	29		48		14		39		14		14		14		1		14		1		14		1
	30		49		15		40		15		15		15		1		15		1		15		1
	31		50		16		41		16		16		16		1		16		1		16		1
	32		51		17		42		17		17		17		1		17		1		17		1
	33		52		18		43		18		18		18		1		18		1		18		1
	34		53		19		44		19		19		19		1		19		1		19		1
	35		54		20		46		20		20		20		1		20		1		20		1
	36		55		21		47		21		21		21		1		21		1		21		1
	1		52		22		48		22		22		22		1		22		1		22		1
	2		53		23		50		23		23		23		1		23		1		23		1
	3		54		24		51		24		24		24		1		24		1		24		1
	4		55		25		53		25		25		25		1		25		1		25		1
2																							

5	56	26	55	26	26	26	1	26	1	26	9	26	1
6	57	27	56	27	27	27	1	27	1	27	10	27	1
7	58	28	58	28	28	28	1	28	1	28	11	28	1
8	59	29	60	29	29	29	1	29	1	29	12	29	1
9	60	30	61	30	30	30	1	30	1	30	13	30	1
10	61	31	63	31	31	31	1	31	1	31	14	31	1
11	62	32	65	32	32	32	1	32	1	32	15	32	1
12	63	33	66	33	33	33	2	33	1	33	16	33	1
13	64	34	69	34	34	34	3	34	2	34	17	34	1
14	65	35	70	35	35	35	4	35	3	35	18	35	1
15	66	36	72	36	36	36	5	36	4	36	18	36	1
16	67	37	75	37	37	37	6	37	5	37	18	37	1
17	68	38	80	38	38	38	7	38	6	38	18	38	1
18	69	39	87	39	39	39	8	39	7	39	18	39	1
19	70	40	92	40	40	40	9	40	8	40	18	40	1
20	71	41	97	41	41	41	10	41	9	41	18	41	1
21	72	42	103	42	42	42	11	42	10	42	18	42	1
22	73	43	107	43	43	43	12	43	11	43	18	43	1
23	74	44	112	44	44	44	13	44	12	44	18	44	1
24	75	45	119	45	45	45	14	45	13	45	18	45	1
25	76	46	124	46	46	46	15	46	14	46	18		

26		78		47		125		47		47		47		16		47		15		47		18	
27		79		48		125		48		47		48		17		48		16		48		18	
28		82		49		125		49		47		49		18		49		17		49		18	
29		84		50		125		50		47		50		19		50		18		50		18	
30		86		51		125		51		47		51		20		51		19		51		18	
31	2	31		52		125		52		47		52		21		52		20		52		18	
32		32		53		125		53		47		53		22		53		21		53		18	
33		33		54		125		54		47		54		23		54		22		54		18	
34		34		55		125		55		47		55		24		55		23		55		18	
35		35		56		125		56		47		56		25		56		24		56		18	
36		36		57		125		57		47		57		26		57		25		57		18	
37		37		58		125		58		47		58		27		58		26		58		18	
38		38		59		125		59		47		59		28		59		26		59		18	
39		39		60		125		60		47		60		29		60		26		60		18	
40		40		61		125		61		47		61		30		61		26		61		18	
41		41		62		125		62		47		62		31		62		26					
42		42		63		125		63		47		63		31		63		26					
43		43		64		125		64		47		64		31		64		26					
44		44		65		125		65		47		65		31		65		26					
45		45		66		125		66		47		66		31		66		26					
46		46		67		125		67		47		67		31		67		26					

47	47	68	125	68	47	68	31	68	26
48	48	69	125	69	47	69	31	69	26
49	49	70	125	70	47	70	31	70	26
50	50	71	125	71	47	71	31	71	26
51	51	72	125	72	47	72	31	72	26
52	52	73	125	73	47	73	31	73	26
53	53	74	125	74	47	74	31	74	26
54	54	75	125	75	47	75	31	75	26
55	55	76	125	76	47	76	31	76	26
56	56	77	125	77	47	77	31	77	26
57	57	78	125	78	47	78	31	78	26
58	58	79	125	79	47	79	31	79	26
59	59	80	125	80	47	80	31	80	26
60	60	81	125	81	47	81	31	81	26
61	61	82	125	82	47	82	31	82	26
62	62	83	125	83	47	83	31	83	26
63	63	84	125	84	47	84	31	84	26
64	64	85	125	85	47	85	31	85	26
65	65	86	125	86	47	86	31		
66	66	87	125	87	47	87	31		
67	67	88	125	88	47	88	31		

68	68	89	125	89	47	89	31			
69	69	90	125	90	47	90	31			
70	70	91	125	91	47	91	31			
71	71	92	125	92	47	92	31			
72	72	93	125	93	47	93	31			
73	73	94	125							
74	74	95	125							
75	75	96	125							
76	76	97	125							
77	77	98	125							
78	78	99	125							
79	79	100	125							
80	80	101	125							
81	81	102	125							
82	82	103	125							
83	83	104	125							
84	84	105	125							
85	85	106	125							
86	86	107	125							
87	87	108	125							
88	88	109	125							

89	89	110	125				
90	90	111	125				
91	91	112	125				
92	92	113	125				
93	93						
94	94						
95	95						
96	96						
97	97						
98	98						
99	99						
100	100						
101	101						
102	102						
103	103						
104	104						
105	105						
106	106						
107	107						
108	108						
109	109						

110	110						
111	111						
112	112						
113	113						
114	114						
115	115						
116	116						
117	117						
118	118						
119	119						
120	120						
121	121						
122	122						
123	123						
124	124						
125	125						

附則別表第2

切替前	切替後	切替前	切替後	切替前	切替後	切替前	切替後
行政職給料表	行政職給料表 (二)	行政職給料表	行政職給料表 (二)	行政職給料表	行政職給料表 (二)	行政職給料表	行政職給料表 (二)

等級	号給	等級	号給	等級	号給	等級	号給	等級	号給	等級	号給	等級	号給	等級	号給
1	1	1	1	2	1	2	1	3	1	3	1	4	1	4	1
	2		2		2		2		2		2		2		2
	3		3		3		3		3		3		3		3
	4		4		4		4		4		4		4		4
	5		5		5		5		5		5		5		5
	6		6		6		6		6		6		6		6
	7		7		7		7		7		7		7		7
	8		8		8		8		8		8		8		8
	9		9		9		9		9		9		9		9
	10		10		10		10		10		10		10		10
	11		11		11		11		11		11		11		11
	12		12		12		12		12		12		12		12
	13		13		13		13		13		13		13		13
	14		14		14		14		14		14		14		14
	15		15		15		15		15		15		15		15
	16		16		16		16		16		16		16		16
	17		17		17		17		17		17		17		17
	18		18		18		18		18		18		18		18

19	19	19	19	19	19	19	19	19	19	19	19	19
20	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20
21	21	21	21	21	21	21	21	21	21	21	21	21
22	22	22	22	22	22	22	22	22	22	22	22	22
23	23	23	23	23	23	23	23	23	23	23	23	23
24	24	24	24	24	24	24	24	24	24	24	24	24
25	25	25	25	25	25	25	25	25	25	25	25	25
26	26	26	26	26	26	26	26	26	26	26	26	26
27	27	27	27	27	27	27	27	27	27	27	27	27
28	28	28	28	28	28	28	28	28	28	28	28	28
29	29	29	29	29	29	29	29	29	29	29	29	29
30	30	30	30	30	30	30	30	30	30	30	30	30
31	31	31	31	31	31	31	31	31	31	31	31	31
32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32
33	33	33	33	33	33	33	33	33	33	33	33	33
34	34	34	34	34	34	34	34	34	34	34	34	34
35	35	35	35	35	35	35	35	35	35	35	35	35
36	36	36	36	36	36	36	36	36	36	36	36	36
37	37	37	37	37	37	37	37	37	37	37	37	37
38	38	38	38	38	38	38	38	38	38	38	38	38
39	39	39	39	39	39	39	39	39	39	39	39	39

	40		40		40		40		40		40		40
	41		41		41		41		41		41		41
	42		42		42		42		42		42		42
	43		43		43		43		43		43		43
	44		44		44		44		44		44		44
	45		45		45		45		45		45		45
	46		46		46		46		46		46		46
	47		47		47		47		47		47		47
	48		48		48		48		48		48		48
	49		49		49		49		49		49		49
	50		50		50		50		50		50		50
	51		51		51		51		51		51		51
	52		52		52		52		52		52		52
	53		53		53		53		53		53		53
	54		54		54		54		54		54		54
	55		55		55		55		55		55		55
	56		56		56		56		56		56		56
	57		57		57		57		57		57		57
	58		58		58		58		58		58		58
	59		59		59		59		59		59		59
	60		60		60		60		60		60		60

	61		61		61		61		61		61		61
	62		62		62		62		62		62		62
	63		63		63		63		63		63		63
	64		64		64		64		64		64		64
	65		65		65		65		65		65		65
	66		66		66		66		66		66		66
	67		67		67		67		67		67		67
	68		68		68		68		68		68		68
	69		69		69		69		69		69		69
	70		70		70		70		70		70		70
	71		71		71		71		71		71		71
	72		72		72		72		72		72		72
	73		73		73		73		73		73		73
	74		74		74		74		74		74		74
	75		75		75		75		75		75		75
	76		76		76		76		76		76		76
	77		77		77		77		77		77		77
	78		78		78		78		78		78		78
	79		79		79		79		79		79		79
	80		80		80		80		80		80		80
	81		81		81		81		81		81		81

	82		82		82		82		82		82		82
	83		83		83		83		83		83		83
	84		84		84		84		84		84		84
	85		85		85		85		85		85		85
	86		86		86		86		86		86		86
	87		87		87		87		87		87		87
	88		88		88		88		88		88		88
	89		89		89		89		89		89		89
	90		90		90		90		90		90		90
	91		91		91		91		91		91		91
	92		92		92		92		92		92		92
	93		93		93		93		93		93		93
					94		94		94		94		
					95		95		95		95		
					96		96		96		96		
					97		97		97		97		
					98		98		98		98		
					99		99		99		99		
					100		100		100		100		
					101		101		101		101		
					102		102		102		102		

		103		103		103		103	
		104		104		104		104	
		105		105		105		105	
		106		106		106		106	
		107		107		107		107	
		108		108		108		108	
		109		109		109		109	
		110		110		110		110	
		111		111		111		111	
		112		112		112		112	
		113		113		113		113	
		114		114					
		115		115					
		116		116					
		117		117					
		118		118					
		119		119					
		120		120					
		121		121					
		122		122					
		123		123					

		124		124		
		125		125		

議案第 49 号参考資料

別表第 1 行政職給料表 (旧条例)

職務 の等 級	1 等級	職務 の等 級	2 等級	職務 の等 級	3 等級	職務 の等 級	4 等級	職務 の等 級	5 等級	職務 の等 級	6 等級	職務 の等 級	7 等級	職務 の等 級	8 等級
号給	給料月額	号給	給料月額	号給	給料月額	号給	給料月額	号給	給料月額	号給	給料月額	号給	給料月額	号給	給料月額
	円		円		円		円		円		円		円		円
1	150,100	1	198,500	1	234,400	1	266,000	1	290,700	1	319,200	1	362,900	1	408,100
2	151,200	2	200,300	2	236,000	2	267,700	2	292,900	2	321,400	2	365,500	2	410,500
3	152,400	3	202,100	3	237,500	3	269,200	3	295,000	3	323,700	3	367,900	3	413,000
4	153,500	4	203,900	4	239,000	4	271,000	4	297,000	4	325,900	4	370,500	4	415,400
5	154,600	5	205,400	5	240,300	5	272,700	5	298,800	5	328,100	5	372,400	5	417,300
6	155,700	6	207,200	6	241,900	6	274,500	6	300,800	6	330,100	6	374,900	6	419,600
7	156,800	7	209,000	7	243,400	7	276,300	7	302,600	7	332,300	7	377,200	7	421,700
8	157,900	8	210,800	8	244,900	8	278,300	8	304,200	8	334,500	8	379,700	8	423,900
9	158,900	9	212,400	9	246,000	9	280,200	9	306,100	9	336,400	9	382,100	9	425,900
10	160,300	10	214,200	10	247,500	10	282,200	10	308,400	10	338,600	10	384,800	10	428,000
11	161,600	11	216,000	11	249,000	11	284,100	11	310,600	11	340,600	11	387,400	11	430,100
12	162,900	12	217,800	12	250,300	12	286,000	12	312,900	12	342,800	12	390,100	12	432,200
13	164,100	13	219,200	13	251,800	13	287,900	13	315,000	13	344,600	13	392,500	13	433,900
14	165,600	14	221,000	14	253,000	14	289,700	14	317,100	14	346,600	14	394,800	14	435,700
15	167,100	15	222,700	15	254,300	15	291,200	15	319,300	15	348,600	15	397,000	15	437,700
16	168,700	16	224,500	16	255,500	16	292,600	16	321,400	16	350,600	16	399,400	16	439,700
17	169,800	17	226,100	17	256,800	17	294,400	17	323,300	17	352,300	17	401,200	17	441,600
18	171,200	18	227,800	18	258,200	18	296,400	18	325,300	18	354,300	18	403,200	18	443,400
19	172,600	19	229,400	19	259,600	19	298,500	19	327,300	19	356,100	19	405,100	19	445,200
20	174,000	20	230,900	20	261,100	20	300,500	20	329,300	20	358,000	20	406,900	20	446,900
21	175,300	21	232,200	21	262,700	21	302,400	21	331,000	21	359,900	21	408,800	21	448,700
22	177,800	22	233,800	22	264,400	22	304,500	22	333,100	22	361,800	22	410,600	22	450,200
23	180,300	23	235,400	23	266,000	23	306,500	23	335,100	23	363,800	23	412,400	23	451,600
24	182,800	24	236,900	24	267,600	24	308,600	24	337,200	24	365,700	24	414,300	24	453,100
25	185,200	25	237,900	25	269,400	25	310,300	25	338,600	25	367,700	25	416,100	25	454,500

職務 の等 級	1 等級	職務 の等 級	2 等級	職務 の等 級	3 等級	職務 の等 級	4 等級	職務 の等 級	5 等級	職務 の等 級	6 等級	職務 の等 級	7 等級	職務 の等 級	8 等級
号給	給料月額	号給	給料月額	号給	給料月額	号給	給料月額	号給	給料月額	号給	給料月額	号給	給料月額	号給	給料月額
26	186,900	26	239,400	26	271,200	26	312,400	26	340,500	26	369,600	26	417,600	26	455,800
27	188,500	27	240,700	27	272,900	27	314,400	27	342,400	27	371,600	27	419,100	27	457,100
28	190,200	28	241,900	28	274,600	28	316,400	28	344,300	28	373,600	28	420,700	28	458,300
29	191,700	29	243,100	29	276,200	29	318,100	29	345,900	29	375,100	29	422,300	29	459,300
30	193,400	30	244,100	30	277,900	30	320,100	30	347,800	30	376,900	30	423,600	30	460,000
31	195,200	31	245,100	31	279,700	31	322,200	31	349,700	31	378,700	31	424,900	31	460,800
32	196,900	32	246,100	32	281,200	32	324,300	32	351,500	32	380,300	32	426,100	32	461,500
33	198,500	33	247,200	33	282,400	33	325,500	33	353,400	33	382,100	33	427,300	33	462,200
34	199,900	34	248,100	34	284,100	34	327,500	34	355,200	34	383,500	34	428,600	34	463,000
35	201,400	35	249,000	35	285,700	35	329,400	35	357,000	35	385,000	35	429,900	35	463,700
36	202,900	36	250,000	36	287,400	36	331,500	36	358,700	36	386,600	36	431,100	36	464,300
37	204,200	37	250,900	37	289,000	37	333,400	37	360,100	37	388,000	37	432,300	37	464,800
38	205,500	38	252,200	38	290,700	38	335,300	38	361,400	38	389,200	38	433,100	38	465,400
39	206,700	39	253,400	39	292,500	39	337,300	39	362,800	39	390,400	39	433,900	39	466,000
40	208,000	40	254,700	40	294,300	40	339,200	40	364,200	40	391,500	40	434,700	40	466,600
41	209,300	41	256,000	41	295,800	41	341,100	41	365,500	41	392,600	41	435,300	41	467,100
42	210,600	42	257,400	42	297,500	42	343,000	42	366,400	42	393,800	42	436,000	42	467,600
43	211,900	43	258,600	43	299,000	43	344,800	43	367,500	43	395,000	43	436,700	43	468,000
44	213,200	44	259,800	44	300,600	44	346,700	44	368,600	44	396,100	44	437,400	44	468,300
45	214,300	45	260,900	45	302,200	45	348,200	45	369,400	45	396,800	45	438,200	45	468,600
46	215,600	46	262,100	46	303,900	46	349,600	46	370,300	46	397,500	46	439,000		
47	216,900	47	263,400	47	305,500	47	351,100	47	371,200	47	398,200	47	439,400		
48	218,200	48	264,500	48	307,200	48	352,600	48	372,100	48	398,900	48	440,100		
49	219,200	49	265,600	49	308,100	49	354,200	49	373,000	49	399,500	49	440,600		
50	220,300	50	266,600	50	309,600	50	355,000	50	373,800	50	400,100	50	441,000		
51	221,300	51	267,800	51	311,100	51	356,200	51	374,600	51	400,600	51	441,400		
52	222,300	52	268,900	52	312,700	52	357,200	52	375,400	52	401,000	52	441,800		
53	223,300	53	269,900	53	314,300	53	358,100	53	376,100	53	401,400	53	442,200		
54	224,200	54	270,900	54	315,900	54	359,200	54	376,800	54	401,700	54	442,600		
55	225,100	55	272,000	55	317,500	55	360,100	55	377,500	55	402,000	55	443,000		

職務 の等 級	1 等級	職務 の等 級	2 等級	職務 の等 級	3 等級	職務 の等 級	4 等級	職務 の等 級	5 等級	職務 の等 級	6 等級	職務 の等 級	7 等級	職務 の等 級	8 等級
号給	給料月額	号給	給料月額	号給	給料月額	号給	給料月額	号給	給料月額	号給	給料月額	号給	給料月額	号給	給料月額
56	226,000	56	273,100	56	319,000	56	361,200	56	378,200	56	402,300	56	443,300		
57	226,300	57	274,000	57	320,500	57	362,100	57	378,700	57	402,600	57	443,600		
58	227,100	58	275,000	58	321,700	58	362,800	58	379,300	58	402,900	58	444,000		
59	227,800	59	275,900	59	322,900	59	363,500	59	379,900	59	403,200	59	444,300		
60	228,500	60	277,000	60	324,100	60	364,200	60	380,600	60	403,500	60	444,600		
61	229,200	61	278,100	61	324,800	61	364,600	61	381,000	61	403,800	61	444,900		
62	230,000	62	279,100	62	325,700	62	365,200	62	381,700	62	404,100				
63	230,700	63	280,000	63	326,500	63	365,900	63	382,300	63	404,400				
64	231,300	64	281,000	64	327,300	64	366,600	64	382,900	64	404,700				
65	231,900	65	281,500	65	328,200	65	366,900	65	383,300	65	405,000				
66	232,500	66	282,400	66	328,600	66	367,600	66	383,900	66	405,300				
67	233,100	67	283,100	67	329,300	67	368,300	67	384,500	67	405,600				
68	233,800	68	284,000	68	330,100	68	369,000	68	385,100	68	405,900				
69	234,500	69	285,000	69	330,900	69	369,300	69	385,500	69	406,100				
70	235,100	70	285,800	70	331,600	70	369,900	70	386,000	70	406,400				
71	235,600	71	286,600	71	332,300	71	370,600	71	386,500	71	406,700				
72	236,300	72	287,400	72	333,000	72	371,200	72	387,100	72	407,000				
73	237,000	73	288,200	73	333,500	73	371,500	73	387,400	73	407,200				
74	237,600	74	288,700	74	334,100	74	372,100	74	387,800	74	407,500				
75	238,200	75	289,100	75	334,600	75	372,800	75	388,200	75	407,800				
76	238,700	76	289,600	76	335,200	76	373,400	76	388,600	76	408,000				
77	239,300	77	289,800	77	335,500	77	373,800	77	388,900	77	408,200				
78	240,000	78	290,100	78	336,000	78	374,300	78	389,200	78	408,500				
79	240,700	79	290,300	79	336,400	79	374,900	79	389,500	79	408,800				
80	241,200	80	290,700	80	336,900	80	375,400	80	389,800	80	409,000				
81	241,700	81	290,900	81	337,300	81	375,900	81	390,000	81	409,200				
82	242,300	82	291,100	82	337,800	82	376,500	82	390,300	82	409,500				
83	242,900	83	291,500	83	338,300	83	377,000	83	390,600	83	409,800				
84	243,400	84	291,800	84	338,800	84	377,300	84	390,800	84	410,000				
85	243,900	85	292,100	85	339,100	85	377,700	85	391,000	85	410,200				

職務 の等 級	1 等級	職務 の等 級	2 等級	職務 の等 級	3 等級	職務 の等 級	4 等級	職務 の等 級	5 等級	職務 の等 級	6 等級	職務 の等 級	7 等級	職務 の等 級	8 等級
号給	給料月額	号給	給料月額	号給	給料月額	号給	給料月額	号給	給料月額	号給	給料月額	号給	給料月額	号給	給料月額
	86	244,500	86	292,400	86	339,500	86	378,200	86	391,300					
	87	245,100	87	292,700	87	340,000	87	378,600	87	391,600					
	88	245,600	88	293,100	88	340,400	88	379,000	88	391,800					
	89	246,100	89	293,400	89	340,700	89	379,400	89	392,000					
	90	246,600	90	293,800	90	341,100	90	379,900	90	392,300					
	91	246,900	91	294,100	91	341,600	91	380,300	91	392,600					
	92	247,300	92	294,500	92	342,000	92	380,700	92	392,800					
	93	247,600	93	294,700	93	342,200	93	381,000	93	393,000					
			94	294,900	94	342,600									
			95	295,200	95	343,100									
			96	295,600	96	343,500									
			97	295,800	97	343,700									
			98	296,100	98	344,100									
			99	296,500	99	344,500									
			100	296,900	100	344,800									
			101	297,100	101	345,100									
			102	297,400	102	345,500									
			103	297,800	103	345,900									
			104	298,100	104	346,300									
			105	298,300	105	346,800									
			106	298,600	106	347,200									
			107	299,000	107	347,600									
			108	299,300	108	348,000									
			109	299,500	109	348,500									
			110	299,900	110	348,900									
			111	300,300	111	349,200									
			112	300,600	112	349,500									
			113	300,800	113	350,000									
			114	301,000											
			115	301,300											

職務 の等 級	1 等級	職務 の等 級	2 等級	職務 の等 級	3 等級	職務 の等 級	4 等級	職務 の等 級	5 等級	職務 の等 級	6 等級	職務 の等 級	7 等級	職務 の等 級	8 等級
号給	給料月額	号給	給料月額	号給	給料月額	号給	給料月額	号給	給料月額	号給	給料月額	号給	給料月額	号給	給料月額
		116	301,700												
		117	301,900												
		118	302,100												
		119	302,400												
		120	302,700												
		121	303,100												
		122	303,300												
		123	303,600												
		124	303,900												
		125	304,200												

議案第 53 号

和泉市リサイクルプラザ条例を廃止する条例制定について

和泉市リサイクルプラザ条例を廃止する条例を次のように制定する。

令和 5 年 9 月 8 日提出

和泉市長 辻 宏 康

理 由

不用品を売る、中古品を買うといったリサイクル行動が市民に定着するとともに、民間のリサイクルショップの市内への多数進出やインターネット上における不用品売買の普及により、市が不用品の回収・販売事業を行う意義が低下した現状において、公費を投じてまで事業を継続する必要性はなくなっているため、和泉市リサイクルプラザを廃止する必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。

和泉市条例第 号

和泉市リサイクルプラザ条例を廃止する条例（案）

和泉市リサイクルプラザ条例（平成9年和泉市条例第6号）は、廃止する。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

議案第 56 号

和泉市国民健康保険条例の一部を改正する条例制定について

和泉市国民健康保険条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 5 年 9 月 8 日提出

和泉市長 辻 宏 康

理 由

全世代対応型の持続可能な社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律（令和5年法律第31号）の施行に伴い、出産する被保険者に係る産前産後期間相当分の国民健康保険料の所得割額及び被保険者均等割額を減額する措置を創設するほか、所要の規定の整備を行う必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。

和泉市条例第 号

和泉市国民健康保険条例の一部を改正する条例（案）

第1条 和泉市国民健康保険条例（昭和35年和泉市条例第8号）の一部を次のように改正する。

次の表の右欄に掲げる規定を同表の左欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

新	旧
<p>（一般被保険者に係る基礎賦課総額）</p> <p>第13条 保険料の賦課額のうち一般被保険者（法附則第7条第1項に規定する退職被保険者等（以下「退職被保険者等」という。）以外の被保険者をいう。以下同じ。）に係る基礎賦課額（第21条、<u>第21条の3及び第21条の4</u>の規定により基礎賦課額を減額するものとした場合にあつては、その減額することとなる額を含む。）の総額（以下「基礎賦課総額」という。）は、第1号に掲げる額の見込額から第2号に掲げる額の見込額を控除した額を基準として算定した額とする。</p> <p>（1）略</p> <p>（2）当該年度における次に掲げる額の合算額</p> <p>ア～ウ 略</p> <p>エ その他国民健康保険事業に要する費用（国民健康保険の事務の執行に要する費用を除く。）のための収入（法附則第9条第</p>	<p>（一般被保険者に係る基礎賦課総額）</p> <p>第13条 保険料の賦課額のうち一般被保険者（法附則第7条第1項に規定する退職被保険者等（以下「退職被保険者等」という。）以外の被保険者をいう。以下同じ。）に係る基礎賦課額（第21条及<u>び第21条の3</u>の規定により基礎賦課額を減額するものとした場合にあつては、その減額することとなる額を含む。）の総額（以下「基礎賦課総額」という。）は、第1号に掲げる額の見込額から第2号に掲げる額の見込額を控除した額を基準として算定した額とする。</p> <p>（1）略</p> <p>（2）当該年度における次に掲げる額の合算額</p> <p>ア～ウ 略</p> <p>エ その他国民健康保険事業に要する費用（国民健康保険の事務の執行に要する費用を除く。）のための収入（法附則第9条第</p>

新	旧
<p>1項の規定により読み替えられた法第72条の3第1項、第72条の3の2第1項及び第72条の3の3第1項の規定による繰入金並びに国民健康保険保険給付費等交付金(退職被保険者等の療養の給付等に要する費用に係るものに限る。)の額並びに算定政令第6条第6項第1号(国民健康保険の調整交付金等の交付額の算定に関する省令第6条第1号ハからヌまで及びヲ(大阪府知事が定めたものに限る。))並びに附則第7条第2号又は第3号に掲げる額の合計額を除く。)の額</p> <p>(一般被保険者に係る基礎賦課額の所得割額の算定)</p> <p>第15条 前条の所得割額は、一般被保険者に係る賦課期日の属する年の前年の所得に係る地方税法(昭和25年法律第226号)第314条の2第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額(同法附則第33条の2第5項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額(同法附則第35条の2の6第8項又は第11項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額)、同法附則第33条の3第5項に規定する土地等に係る事業所得等の金額、同法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額(租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第</p>	<p>1項の規定により読み替えられた法第72条の3第1項及び第72条の3の2第1項の規定による繰入金及び国民健康保険保険給付費等交付金(退職被保険者等の療養の給付等に要する費用に係るものに限る。)の額並びに算定政令第6条第6項第1号(国民健康保険の調整交付金等の交付額の算定に関する省令第6条第1号ハからヌまで及びヲ(大阪府知事が定めたものに限る。))並びに附則第7条第2号又は第3号に掲げる額の合計額を除く。))の額</p> <p>(一般被保険者に係る基礎賦課額の所得割額の算定)</p> <p>第15条 前条の所得割額は、一般被保険者に係る賦課期日の属する年の前年の所得に係る地方税法(昭和25年法律第226号)第314条の2第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額(同法附則第33条の2第5項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額(同法附則第35条の2の6第11項又は第15項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額)、同法附則第33条の3第5項に規定する土地等に係る事業所得等の金額、同法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額(租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2</p>

新	旧
<p>1項、第34条の3第1項、第35条第1項、第35条の2第1項、第35条の3第1項又は第36条の規定の適用がある場合には、これらの規定の適用により同法第31条第1項に規定する長期譲渡所得の金額から控除する金額を控除した金額)、地方税法附則第35条第5項に規定する短期譲渡所得の金額(租税特別措置法第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項又は第36条の規定の適用がある場合には、これらの規定の適用により同法第32条第1項に規定する短期譲渡所得の金額から控除する金額を控除した金額)、地方税法附則第35条の2第5項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額(同法附則第35条の3第15項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額)、同法附則第35条の2の2第5項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額(同法附則第35条の2の6第11項又は第35条の3第13項若しくは第15項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額)、同法附則第35条の4第4項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額(同法附則第35条の4の2第7項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額)、外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律(昭和37年法律第144号)第8条第2項(同法第12条第5項及び第16条第2項において準用する場合を</p>	<p>第1項、第34条の3第1項、第35条第1項、第35条の2第1項、第35条の3第1項又は第36条の規定の適用がある場合には、これらの規定の適用により同法第31条第1項に規定する長期譲渡所得の金額から控除する金額を控除した金額)、地方税法附則第35条第5項に規定する短期譲渡所得の金額(租税特別措置法第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項又は第36条の規定の適用がある場合には、これらの規定の適用により同法第32条第1項に規定する短期譲渡所得の金額から控除する金額を控除した金額)、地方税法附則第35条の2第5項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額(同法附則第35条の3第15項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額)、同法附則第35条の2の2第5項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額(同法附則第35条の2の6第15項又は第35条の3第13項若しくは第15項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額)、同法附則第35条の4第4項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額(同法附則第35条の4の2第7項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額)、外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律(昭和37年法律第144号)第8条第2項(同法第12条第5項及び第16条第2項において準用する場合を</p>

新	旧
<p>む。第21条第1項第1号において同じ。)に規定する特例適用利子等の額、同法第8条第4項(同法第12条第6項及び第16条第3項において準用する場合を含む。同号において同じ。)に規定する特例適用配当等の額、租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律(昭和44年法律第46号。第21条において「租税条約等実施特例法」という。)第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額及び同条第12項に規定する条約適用配当等の額をいう。以下この条において同じ。)の合計額から地方税法第314条の2第2項の規定による控除をした後の総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合計額(以下「基礎控除後の総所得金額等」という。)に第17条の所得割の保険料率を乗じて算定する。</p> <p>2 略</p> <p>(一般被保険者に係る後期高齢者支援金等賦課総額)</p> <p>第17条の6の2 保険料の賦課額のうち一般被保険者に係る後期高齢者支援金等賦課額(第21条、<u>第21条の3</u>及び<u>第21条の4</u>の規定により後期高齢者支援金等賦課額を減額するものとした場合にあっては、その減額することとなる額を含む。)の総額(以下「後期高齢者支援金等賦課総額」という。)は、第1号に掲げる額の見込額から第2号に掲げる額の見込額を控除した額を基準として算定</p>	<p>む。第21条第1項第1号において同じ。)に規定する特例適用利子等の額、同法第8条第4項(同法第12条第6項及び第16条第3項において準用する場合を含む。同号において同じ。)に規定する特例適用配当等の額、租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律(昭和44年法律第46号。第21条において「租税条約等実施特例法」という。)第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額及び同条第12項に規定する条約適用配当等の額をいう。以下この条において同じ。)の合計額から地方税法第314条の2第2項の規定による控除をした後の総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合計額(以下「基礎控除後の総所得金額等」という。)に第17条の所得割の保険料率を乗じて算定する。</p> <p>2 略</p> <p>(一般被保険者に係る後期高齢者支援金等賦課総額)</p> <p>第17条の6の2 保険料の賦課額のうち一般被保険者に係る後期高齢者支援金等賦課額(第21条及び第21条の3の規定により後期高齢者支援金等賦課額を減額するものとした場合にあっては、その減額することとなる額を含む。)の総額(以下「後期高齢者支援金等賦課総額」という。)は、第1号に掲げる額の見込額から第2号に掲げる額の見込額を控除した額を基準として算定した額とする。</p>

新	旧
<p>した額とする。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 当該年度における次に掲げる額の合算額</p> <p>ア 略</p> <p>イ その他国民健康保険事業に要する費用（国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に限る。）のための収入（法附則第9条第1項の規定により読み替えられた法第72条の3第1項、<u>第72条の3の2第1項及び第72条の3の3第1項</u>の規定による繰入金を除く。）の額</p> <p>（介護納付金賦課総額）</p> <p>第17条の7 保険料の賦課額のうち介護納付金賦課額（第21条及び<u>第21条の4</u>の規定により介護納付金賦課額を減額するものとした場合にあつては、その減額することになる額を含む。）の総額（以下「介護納付金賦課総額」という。）は、第1号に掲げる額の見込額から第2号に掲げる額の見込額を控除した額を基準として算定した額とする。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 当該年度における次に掲げる額の合算額</p> <p>ア 略</p> <p>イ その他国民健康保険事業に要する費用（国民健康保険事業費</p>	<p>(1) 略</p> <p>(2) 当該年度における次に掲げる額の合算額</p> <p>ア 略</p> <p>イ その他国民健康保険事業に要する費用（国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に限る。）のための収入（法附則第9条第1項の規定により読み替えられた法第72条の3第1項<u>及び第72条の3の2第1項</u>の規定による繰入金を除く。）の額</p> <p>（介護納付金賦課総額）</p> <p>第17条の7 保険料の賦課額のうち介護納付金賦課額（第21条の規定により介護納付金賦課額を減額するものとした場合にあつては、その減額することになる額を含む。）の総額（以下「介護納付金賦課総額」という。）は、第1号に掲げる額の見込額から第2号に掲げる額の見込額を控除した額を基準として算定した額とする。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 当該年度における次に掲げる額の合算額</p> <p>ア 略</p> <p>イ その他国民健康保険事業に要する費用（国民健康保険事業費</p>

新	旧
<p>納付金の納付に要する費用に限る。) のための収入 (法附則第9条第1項の規定により読み替えられた法第72条の3第1項及び第72条の3の3第1項の規定による繰入金を除く。) の額</p> <p>(低所得者の保険料の減額)</p> <p>第21条 次の各号に該当する納付義務者に対して課する保険料の賦課額のうち基礎賦課額は、第14条又は第17条の2の基礎賦課額から、それぞれ、当該各号に定める額を減額して得た額 (当該減額して得た額が第17条の6に規定する額を超える場合には、その額) とする。</p> <p>(1) 世帯主、当該年度の保険料賦課期日 (賦課期日後に保険料の納付義務が発生した場合にはその発生した日とする。) 現在においてその世帯に属する被保険者及び特定同一世帯所属者につき算定した地方税法第314条の2第1項に規定する総所得金額 (青色専従者給与額又は事業専従者控除額については、同法第313条第3項、第4項又は第5項の規定を適用せず、所得税法 (昭和40年法律第33号) 第57条第1項、第3項又は第4項の規定の例によらないものとし、山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額 (地方税法附則第33条の2第5項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額 (同法附則第35条の2</p>	<p>納付金の納付に要する費用に限る。) のための収入 (法附則第9条第1項の規定により読み替えられた法第72条の3第1項の規定による繰入金を除く。) の額</p> <p>(低所得者の保険料の減額)</p> <p>第21条 次の各号に該当する納付義務者に対して課する保険料の賦課額のうち基礎賦課額は、第14条又は第17条の2の基礎賦課額から、それぞれ、当該各号に定める額を減額して得た額 (当該減額して得た額が第17条の6に規定する額を超える場合には、その額) とする。</p> <p>(1) 世帯主、当該年度の保険料賦課期日 (賦課期日後に保険料の納付義務が発生した場合にはその発生した日とする。) 現在においてその世帯に属する被保険者及び特定同一世帯所属者につき算定した地方税法第314条の2第1項に規定する総所得金額 (青色専従者給与額又は事業専従者控除額については、同法第313条第3項、第4項又は第5項の規定を適用せず、所得税法 (昭和40年法律第33号) 第57条第1項、第3項又は第4項の規定の例によらないものとし、山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額 (地方税法附則第33条の2第5項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額 (同法附則第35条の2</p>

新	旧
<p>の6第8項又は第11項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額)、同法附則第33条の3第5項に規定する土地等に係る事業所得等の金額、同法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額、同法附則第35条第5項に規定する短期譲渡所得の金額、同法附則第35条の2第5項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額(同法附則第35条の3第15項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額)、同法附則第35条の2の2第5項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額(同法附則第35条の2の6第11項又は第35条の3第13項若しくは第15項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額)、同法附則第35条の4第4項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額(同法附則第35条の4の2第7項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額)、外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律第8条第2項に規定する特例適用利子等の額、同法第8条第4項に規定する特例適用配当等の額、租税条約等実施特例法第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額及び同条第12項に規定する条約適用配当等の額をいう。以下この項において同じ。)の算定についても同様とする。以下同じ。)及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合算額が、地方税法第314条</p>	<p>の6第11項又は第15項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額)、同法附則第33条の3第5項に規定する土地等に係る事業所得等の金額、同法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額、同法附則第35条第5項に規定する短期譲渡所得の金額、同法附則第35条の2第5項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額(同法附則第35条の3第15項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額)、同法附則第35条の2の2第5項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額(同法附則第35条の2の6第15項又は第35条の3第13項若しくは第15項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額)、同法附則第35条の4第4項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額(同法附則第35条の4の2第7項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額)、外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律第8条第2項に規定する特例適用利子等の額、同法第8条第4項に規定する特例適用配当等の額、租税条約等実施特例法第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額及び同条第12項に規定する条約適用配当等の額をいう。以下この項において同じ。)の算定についても同様とする。以下同じ。)及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合算額が、地方税法第314条</p>

新	旧
<p>の2第2項第1号に定める金額（世帯主並びに当該世帯主の世帯に属する被保険者及び特定同一世帯所属者（次号及び第3号において「世帯主等」という。）のうち給与所得を有する者（前年中に同条第1項に規定する総所得金額に係る所得税法第28条第1項に規定する給与所得について同条第3項に規定する給与所得控除額の控除を受けた者（同条第1項に規定する給与等の収入金額が55万円を超える者に限る。）をいう。以下この号において同じ。）の数及び公的年金等に係る所得を有する者（前年中に地方税法第314条の2第1項に規定する総所得金額に係る所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得について同条第4項に規定する公的年金等控除額の控除を受けた者（年齢65歳未満の者にあつては当該公的年金等の収入金額が60万円を超える者に限り、年齢65歳以上の者にあつては当該公的年金等の収入金額が110万円を超える者に限る。）をいい、給与所得を有する者を除く。）の数の合計数（次号及び第3号において「給与所得者等の数」という。）が2以上の場合にあつては、地方税法第314条の2第2項第1号に定める金額に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加えた金額）を超えない世帯に係る保険料の納付義務者アに掲げる額に当該世帯に属する被保険者のうち当該年度分の基礎賦課額の被保険者</p>	<p>の2第2項第1号に定める金額（世帯主並びに当該世帯主の世帯に属する被保険者及び特定同一世帯所属者（次号及び第3号において「世帯主等」という。）のうち給与所得を有する者（前年中に同条第1項に規定する総所得金額に係る所得税法第28条第1項に規定する給与所得について同条第3項に規定する給与所得控除額の控除を受けた者（同条第1項に規定する給与等の収入金額が55万円を超える者に限る。）をいう。以下この号において同じ。）の数及び公的年金等に係る所得を有する者（前年中に地方税法第314条の2第1項に規定する総所得金額に係る所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得について同条第4項に規定する公的年金等控除額の控除を受けた者（年齢65歳未満の者にあつては当該公的年金等の収入金額が60万円を超える者に限り、年齢65歳以上の者にあつては当該公的年金等の収入金額が110万円を超える者に限る。）をいい、給与所得を有する者を除く。）の数の合計数（次号及び第3号において「給与所得者等の数」という。）が2以上の場合にあつては、地方税法第314条の2第2項第1号に定める金額に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加えた金額）を超えない世帯に係る保険料の納付義務者アに掲げる額に当該世帯に属する被保険者のうち当該年度分の基礎賦課額の被保険者</p>

新	旧
<p>均等割額の算定の対象とされるものの数を乗じて得た額とイに掲げる額とを合算した額</p> <p>ア、イ 略</p> <p>(2)、(3) 略</p> <p>2～4 略</p> <p>(未就学児の被保険者均等割額の減額)</p> <p>第21条の3 略</p> <p><u>(出産被保険者の保険料の減額)</u></p> <p>第21条の4 <u>当該年度において、世帯に出産被保険者（国民健康保険法施行令第29条の7第5項第8号に規定する出産被保険者をいう。以下同じ。）がある場合における当該世帯の納付義務者に対して課する保険料の賦課額のうち基礎賦課額は、第14条又は第17条の2の基礎賦課額から、次の各号の合算額を減額して得た額（当該減額して得た額が第17条の6に規定する額を超える場合には、その額）とする（第5項に掲げる場合を除く）。</u></p> <p>(1) <u>当該出産被保険者に係る基礎控除後の総所得金額等に当該年度分の基礎賦課額の所得割の保険料率を乗じて得た額に12分の1を乗じて得た額に、当該出産被保険者の出産の予定日（国民健康保険法施行規則第32条の10の2で定める場合には、出産の日。第27条の2第1項及び第2項において同じ。）の属する月</u></p>	<p>均等割額の算定の対象とされるものの数を乗じて得た額とイに掲げる額とを合算した額</p> <p>ア、イ 略</p> <p>(2)、(3) 略</p> <p>2～4 略</p> <p>(未就学児の被保険者均等割額の減額)</p> <p>第21条の3 略</p>

新	旧
<p><u>(以下この号において「出産予定月」という。)の前月(多胎妊娠の場合には、3月前)から出産予定月の翌々月までの期間(以下「産前産後期間」という。)のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額</u></p> <p><u>(2)当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割の額に12分の1を乗じて得た額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額</u></p> <p><u>2 第17条第2項の規定は、前項に規定する額の決定について準用する。この場合において、第17条第2項の規定中「保険料率」とあるのは「額」と読み替えるものとする。</u></p> <p><u>3 前2項の規定は、後期高齢者支援金等賦課額の減額について準用する。この場合において、第1項中「基礎賦課額」とあるのは「後期高齢者支援金等賦課額」と、「第14条又は第17条の2」とあるのは「第17条の6の3又は第17条の6の6」と、「第17条の6」とあるのは「第17条の6の10」と、前項中「第17条」とあるのは「第17条の6の5」と読み替えるものとする。</u></p> <p><u>4 第1項及び第2項の規定は、介護納付金賦課額の減額について準用する。この場合において、第1項中「基礎賦課額」とあるのは「介護納付金賦課額」と、「第14条又は第17条の2」とあるのは「第17条の8」と、「第17条の6」とあるのは「第17条の12」</u></p>	

新	旧
<p><u>と、第2項中「第17条」とあるのは「第17条の11」と読み替えるものとする。</u></p> <p>5 <u>当該年度において、第21条に規定する基準に従い保険料を減額するものとした納付義務者の世帯に出産被保険者がある場合における当該世帯の納付義務者に対して課する保険料の賦課額のうち基礎賦課額は、当該減額後の第14条又は第17条の2の基礎賦課額から、次の各号の合算額を減額して得た額（当該減額して得た額が第17条の6に規定する額を超える場合には、その額）とする。</u></p> <p><u>(1) 当該出産被保険者に係る基礎控除後の総所得金額等に当該年度分の基礎賦課額の所得割の保険料率を乗じて得た額に12分の1を乗じて得た額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額</u></p> <p><u>(2) 当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割の額から、当該額に第21条第1項各号に規定する場合に応じてそれぞれ同項各号アに掲げる割合を乗じて得た額を控除して得た額に12分の1を乗じて得た額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額</u></p> <p>6 <u>第17条第2項の規定は、前項に規定する額の決定について準用する。この場合において、第17条第2項の規定中「保険料率」とあるのは「額」と読み替えるものとする。</u></p>	

新	旧
<p>7 <u>前2項の規定は、後期高齢者支援金等賦課額の減額について準用する。この場合において、第5項中「基礎賦課額」とあるのは「後期高齢者支援金等賦課額」と、「第14条又は第17条の2」とあるのは「第17条の6の3又は第17条の6の6」と、「第17条の6」とあるのは「第17条の6の10」と、前項中「第17条」とあるのは「第17条の6の5」と読み替えるものとする。</u></p> <p>8 <u>第5項及び第6項の規定は、介護納付金賦課額の減額について準用する。この場合において、第5項中「基礎賦課額」とあるのは「介護納付金賦課額」と、「第14条又は第17条の2」とあるのは「第17条の8」と、「第17条の6」とあるのは「第17条の12」と、第6項中「第17条」とあるのは「第17条の11」と読み替えるものとする。</u></p> <p>(特例対象被保険者等に係る届出)</p> <p>第27条 略</p> <p><u>(出産被保険者に関する届出)</u></p> <p>第27条の2 <u>出産被保険者の属する世帯の世帯主は、次に掲げる事項を記載した届書を市長に提出しなければならない。</u></p> <p>(1) <u>世帯主の氏名、住所、生年月日及び個人番号</u></p> <p>(2) <u>出産被保険者の氏名、住所、生年月日及び個人番号</u></p> <p>(3) <u>出産の予定日</u></p>	<p>(特例対象被保険者等に係る届出)</p> <p>第27条 略</p>

新	旧
<p>(4) <u>単胎妊娠又は多胎妊娠の別</u></p> <p>2 <u>前項の届書には、次に掲げる書類を添えなければならない。</u></p> <p>(1) <u>出産の予定日を明らかにすることができる書類</u></p> <p>(2) <u>多胎妊娠の場合にあっては、その旨を明らかにすることができる書類</u></p> <p>(3) <u>出産後に前項の規定による届出を行う場合にあっては、出産した被保険者と当該出産に係る子との身分関係を明らかにすることができる書類</u></p> <p>3 <u>第1項の届出は、出産被保険者の出産の予定日の6月前から行うことができる。</u></p> <p>4 <u>第1項の規定にかかわらず、市長が、出産被保険者について第1項各号に掲げる事項及び第2項各号に掲げる書類において明らかにすべき事項を確認することができるときは、第1項の規定による届出を省略させることができる。</u></p>	

第2条 和泉市国民健康保険条例の一部を次のように改正する。

次の表の右欄に掲げる規定を同表の左欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

新	旧
<p>(特例対象被保険者等に係る届出)</p> <p>第27条 略</p>	<p>(特例対象被保険者等に係る届出)</p> <p>第27条 略</p>

新	旧
<p>2 前項の届出に当たり、特例対象被保険者等の雇用保険法施行規則(昭和50年労働省令第3号)第17条の2第1項第1号に規定する雇用保険受給資格者証又は同令第19条第3項に規定する雇用保険受給資格通知の提示を求められた場合においては、これを提示しなければならない。</p>	<p>2 前項の届出に当たり、特例対象被保険者等の雇用保険法施行規則(昭和50年労働省令第3号)第17条の2第1項第1号に規定する雇用保険受給資格者証の提示を求められた場合においては、これを提示しなければならない。</p>

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和6年1月1日から施行する。ただし、第2条の規定は公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の第21条の4の規定は、令和5年度分の保険料のうち令和6年1月以後の期間に係るもの及び令和6年度以後の年度分の保険料について適用し、令和5年度分の保険料のうち令和5年12月以前の期間に係るもの及び令和4年度分までの保険料については、なお従前の例による。

議案第 57 号

和泉市子ども・子育て会議条例の一部を改正する条例制定について

和泉市子ども・子育て会議条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 5 年 9 月 8 日提出

和泉市長 辻 宏 康

理 由

子ども基本法（令和4年法律第77号）の施行に伴い、子ども施策の実施に関する重要事項及び市町村子ども計画について調査審議するため、所要の規定の整備を行う必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。

和泉市条例第 号

和泉市子ども・子育て会議条例の一部を改正する条例（案）

和泉市子ども・子育て会議条例（平成25年和泉市条例第40号）の一部を次のように改正する。
次の表の右欄に掲げる規定を同表の左欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

新	旧
<p style="text-align: center;"><u>和泉市子どもまんなか会議条例</u> (設置)</p> <p>第1条 <u>子ども基本法（令和4年法律第77号。以下「基本法」という。）第13条第3項の規定及び子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「支援法」という。）第72条第1項の規定に基づき、和泉市子どもまんなか会議（以下「子どもまんなか会議」という。）を置く。</u> (担当事務)</p> <p>第2条 <u>子どもまんなか会議は、市長又は教育委員会の諮問に応じて、基本法第2条第2項に規定する子ども施策の実施に関する重要事項及び基本法第10条第2項に規定する市町村子ども計画について調査審議するほか、支援法第72条第1項各号に掲げる事務を処理する。</u> (組織)</p>	<p style="text-align: center;"><u>和泉市子ども・子育て会議条例</u> (設置)</p> <p>第1条 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）第72条第1項の規定に基づき、<u>和泉市子ども・子育て会議（以下「子ども・子育て会議」という。）を置く。</u></p> <p>(担当事務)</p> <p>第2条 <u>子ども・子育て会議は、市長又は教育委員会の諮問に応じて、法第72条第1項各号に掲げる事務を処理するほか、本市の子ども・子育て支援に関する重要事項について調査審議する。</u></p> <p>(組織)</p>

新	旧
<p>第3条 <u>こどもまんなか会議</u>は、委員<u>20人</u>以内で組織する。</p> <p>2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) <u>こども施策</u>に関する事業に従事する者</p> <p>(3) <u>こども施策</u>に関し学識経験を有する者</p> <p>(4)、(5) 略</p> <p>(会長及び副会長)</p> <p>第5条 <u>こどもまんなか会議</u>に会長及び副会長各1人を置き、委員の互選により定める。</p> <p>2 会長は、会務を総理し、<u>こどもまんなか会議</u>を代表する。</p> <p>3 略</p> <p>(臨時委員)</p> <p>第6条 <u>こどもまんなか会議</u>に、特別の事項を調査審議させるため必要があるときは、第3条の委員のほか、臨時委員を置くことができる。</p> <p>2、3 略</p> <p>(部会)</p> <p>第7条 <u>こどもまんなか会議</u>に、部会を置くことができる。</p> <p>2～5 略</p> <p>6 <u>こどもまんなか会議</u>は、その定めるところにより、部会の議決を</p>	<p>第3条 <u>こども・子育て会議</u>は、委員<u>16人</u>以内で組織する。</p> <p>2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) <u>子ども・子育て支援</u>に関する事業に従事する者</p> <p>(3) <u>子ども・子育て支援</u>に関し学識経験を有する者</p> <p>(4)、(5) 略</p> <p>(会長及び副会長)</p> <p>第5条 <u>こども・子育て会議</u>に会長及び副会長各1人を置き、委員の互選により定める。</p> <p>2 会長は、会務を総理し、<u>こども・子育て会議</u>を代表する。</p> <p>3 略</p> <p>(臨時委員)</p> <p>第6条 <u>こども・子育て会議</u>に、特別の事項を調査審議させるため必要があるときは、第3条の委員のほか、臨時委員を置くことができる。</p> <p>2、3 略</p> <p>(部会)</p> <p>第7条 <u>こども・子育て会議</u>に、部会を置くことができる。</p> <p>2～5 略</p> <p>6 <u>こども・子育て会議</u>は、その定めるところにより、部会の議決を</p>

新	旧
<p>もって会議の議決とすることができる。 (会議)</p> <p>第8条 <u>こどもまんなか会議</u>の会議(以下この条から第10条までにおいて「<u>会議</u>」という。)は、会長が招集し、会長がその議長となる。ただし、会長が選任されていない場合その他会長が招集できない場合は、市長が招集する。</p> <p>2、3 略</p> <p><u>(会議の招集の特例)</u></p> <p>第9条 会長は、災害その他の理由により会議を招集することができない場合においては、<u>前条の規定にかかわらず、書面その他の方法により議事を行うことができる。</u></p> <p>2 <u>前条第3項の規定は、前項の場合について準用する。この場合において、同条第3項中「出席委員」とあるのは「委員」と読み替えるものとする。</u></p> <p>(関係者の出席)</p> <p>第10条 略</p> <p>2 <u>第8条及び前項の規定は、部会について準用する。この場合において、第8条第1項中「<u>こどもまんなか会議</u>」とあるのは「部会」と、同項及び前項中「会長」とあるのは「部会長」と読み替えるものとする。</u></p>	<p>もって会議の議決とすることができる。 (会議)</p> <p>第8条 <u>こども・子育て会議</u>の会議(以下この条及び次条において「<u>会議</u>」という。)は、会長が招集し、会長がその議長となる。ただし、会長が選任されていない場合その他会長が招集できない場合は、市長が招集する。</p> <p>2、3 略</p> <p>(関係者の出席)</p> <p>第9条 略</p> <p>2 <u>前条及び前項の規定は、部会について準用する。この場合において、前条第1項中「<u>こども・子育て会議</u>」とあるのは「部会」と、同項及び前項中「会長」とあるのは「部会長」と読み替えるものとする。</u></p>

新	旧
<p>(庶務) 第11条 <u>こどもまんなか会議</u>の庶務は、子育て支援担当部署において処理する。</p> <p>(委任) 第12条 この条例に定めるもののほか、<u>こどもまんなか会議</u>の運営に関し必要な事項は、市長が定める。</p>	<p>(庶務) 第10条 <u>こども・子育て会議</u>の庶務は、子育て支援担当部署において処理する。</p> <p>(委任) 第11条 この条例に定めるもののほか、<u>こども・子育て会議</u>の運営に関し必要な事項は、市長が定める。</p>

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日（以下「施行日」という。）から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の際現に改正前の和泉市こども・子育て会議条例第1条の規定により置かれた和泉市こども・子育て会議（以下「旧会議」という。）の委員である者は、施行日に、改正後の和泉市こどもまんなか会議条例（以下「新条例」という。）第3条第2項の規定により、和泉市こどもまんなか会議の委員として委嘱されたものとみなす。この場合において、その委嘱されたものとみなされる者の任期は、新条例第4条第1項の規定にかかわらず、施行日における旧会議の委員としての任期の残任期間と同一の期間とする。
- 3 この条例の施行後最初に委嘱された委員（前項の規定により施行日に委員として委嘱されたものとみなされる者を除く。）の任期は、新条例第4条第1項本文の規定にかかわらず、令和7年10月27日までとする。